

高圧ガス保安法規集 第16次改訂版 (平成29年1月5日発行)

追補改訂版

次のように改正等されましたので、該当箇所についてご修正ください。
※改正箇所等は、以下の方法で示しました。

- ・傍線部分は、追加もしくは修正箇所となります。
- ・網掛け部分 (■) は、削除箇所となります。

改正 平成二十八年十月二十八日 政令第三百四十号「高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令」
○高圧ガス保安法施行令……1

改正 平成二十八年十一月一日 省令第百五号「容器保安規則等の一部を改正する省令」

- 一般高圧ガス保安規則……3
- 液化石油ガス保安規則……23
- コンビナート等保安規則……24
- 冷凍保安規則……37
- 容器保安規則……42

改正 平成二十八年十一月一日 告示第二百六十九号「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示」

- 高圧ガス保安法施行令関係告示……44
- 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示……51

高圧ガス保安法施行令

(二二七頁 改正)

(適用除外)

第一条 (略)

2 (略)

3 法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン（不活性のものに限る。）

五 液化プロパンの製造のための設備外における当該ガス

六 オートクレープ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）

七 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充てん機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであつて、温度二十五度において圧力五メガパスカル以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの

七 液化ガスと液化ガス以外の液体との混合液であつて、その質量の百分の十五以下が液化ガスの質量であり、かつ、温度三十五度において圧力〇・六メガパスカル以下のものうち、経済産業大臣が定めるものにおける当該ガス

八 (略)

九 第一項に規定する設備内における高圧ガスであつて、当該設備内のガスの容積（温度露度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。）

が〇・一五立方メートル以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの（第一号から第四号まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。）

(二二七頁 改正)

(政令で定めるガスの種類等)

第二条 (略)

ガスの種類	値
一 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）	三百立方メートル
二 第一種ガス及びそれ以外のガス	百立方メートルを超え三百立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値

(二二〇頁 改正)

(完成検査等に係る認定の有効期間)

第十条 法第三十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。ただし、法第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を申請した者が、検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める場合は、七年とする。

(二二八頁 改正文の次に追加)

附 則 (平成二八年十月二八日政令第三四〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二八年十一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成二九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に高圧ガス保安法(以下この条及び次条において「法」という。)第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者(圧縮、液化その他の方法で処理することができるこの政令による改正前の高圧ガス保安法施行令第三条の表第一号に規定する第一種ガス以外のガスであつて、この政令による改正後の高圧ガス保安法施行令第三条の表第一号に規定する第一種ガスに該当するもの(以下この項において「特定ガス」という。))の容積が一日百立方メートル以上三百立方メートル未満である高圧ガスの製造をする設備を使用して特定ガスの製造をする者に限り、この政令の施行の時に、それぞれ法第五条第二項第一号又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可の申請(前項に規定する設備に係るものに限る。)をしている者は、この政令の施行の時に、それぞれ法第五条第二項第一号又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可(第一項に規定する設備に係るものに限る。次項において同じ。)を受けている者が当該許可を

受けたところから従つて高圧ガスを貯蔵している貯蔵所であつて法第十六条第一項の第一種貯蔵所に該当するものは、この政令の施行の時に、それぞれ、同項の許可を受けたものとみなす。

4 この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところから従つて高圧ガスを貯蔵している貯蔵所であつて法第十七条の二第一項の第二種貯蔵所に該当するものは、この政令の施行の時に、同項の規定による届出がなされたものとみなす。

第三条 この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可(この政令の施行により法第十六条第一項の政令で定めるガスの種類(ことに同項の政令で定める値未満の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所に該当することとなるもの)に係るものに限る。)を受けている者は、この政令の施行の時に、それぞれ法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定による許可の申請(この政令の施行により法第十六条第一項の政令で定めるガスの種類(ことに同項の政令で定める値未満の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所に該当することとなるもの)に係るもの)を受けている者は、この政令の施行の時に、それぞれ法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この政令(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一般高圧ガス保安規則

(二七一頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの(フルオロレフィン千二百三十四y f及びフルオロレフィン千二百三十四z eを除く)。

イ・ロ (略)

二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプロレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、

ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第二条第一項に規定する毒物

三 (略)

四 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン(可燃性ガスを除く)。

四の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ フルオロレフィン千二百三十四y f

ロ フルオロレフィン千二百三十四z e

ハ フルオロカーボン三十二

五 十七 (略)

十八 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積(圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ)をいう。以下同じ)であつて、次のイからリまでに掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれ当該イからリまでに掲げるところにより得られたもの

イ 七 (略)

リ 水電解水素発生昇圧装置(水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下

同。)

備考 これらの式において、 $Q_1, W_1, p, M, Q_2, W_2, Q_3, W_3, Q_4, W_4, Q_5, q_5, Q_6, q_6, Q_7, q_7, Q_8, q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, V_{10}, Q_{11}, W_{11}, P_{11}, Q_{12}, V_{12}, P_{12}, Q_{13}, W_{13}, P_{13}, Q_{14}, P_{14}, Q_{15}, W_{15}, P_{15}, Q_{16}, q_{16}, Q_{17}, V_{17}, P_{17}, Q_{18}, V_{18}, P_{18}, Q_{19}, V_{19}, P_{19}, Q_{20}, V_{20}, P_{20}, Q_{21}, V_{21}, P_{21}, Q_{22}, V_{22}, P_{22}, Q_{23}, V_{23}, P_{23}, Q_{24}, V_{24}, P_{24}, Q_{25}, V_{25}, P_{25}, Q_{26}, V_{26}, P_{26}, Q_{27}, V_{27}, P_{27}, Q_{28}, V_{28}, P_{28}, Q_{29}, V_{29}, P_{29}, Q_{30}, V_{30}, P_{30}, Q_{31}, V_{31}, P_{31}, Q_{32}, V_{32}, P_{32}, Q_{33}, V_{33}, P_{33}, Q_{34}, V_{34}, P_{34}, Q_{35}, V_{35}, P_{35}, Q_{36}, V_{36}, P_{36}, Q_{37}, V_{37}, P_{37}, Q_{38}, V_{38}, P_{38}, Q_{39}, V_{39}, P_{39}, Q_{40}, V_{40}, P_{40}, Q_{41}, V_{41}, P_{41}, Q_{42}, V_{42}, P_{42}, Q_{43}, V_{43}, P_{43}, Q_{44}, V_{44}, P_{44}, Q_{45}, V_{45}, P_{45}, Q_{46}, V_{46}, P_{46}, Q_{47}, V_{47}, P_{47}, Q_{48}, V_{48}, P_{48}, Q_{49}, V_{49}, P_{49}, Q_{50}, V_{50}, P_{50}, Q_{51}, V_{51}, P_{51}, Q_{52}, V_{52}, P_{52}, Q_{53}, V_{53}, P_{53}, Q_{54}, V_{54}, P_{54}, Q_{55}, V_{55}, P_{55}, Q_{56}, V_{56}, P_{56}, Q_{57}, V_{57}, P_{57}, Q_{58}, V_{58}, P_{58}, Q_{59}, V_{59}, P_{59}, Q_{60}, V_{60}, P_{60}, Q_{61}, V_{61}, P_{61}, Q_{62}, V_{62}, P_{62}, Q_{63}, V_{63}, P_{63}, Q_{64}, V_{64}, P_{64}, Q_{65}, V_{65}, P_{65}, Q_{66}, V_{66}, P_{66}, Q_{67}, V_{67}, P_{67}, Q_{68}, V_{68}, P_{68}, Q_{69}, V_{69}, P_{69}, Q_{70}, V_{70}, P_{70}, Q_{71}, V_{71}, P_{71}, Q_{72}, V_{72}, P_{72}, Q_{73}, V_{73}, P_{73}, Q_{74}, V_{74}, P_{74}, Q_{75}, V_{75}, P_{75}, Q_{76}, V_{76}, P_{76}, Q_{77}, V_{77}, P_{77}, Q_{78}, V_{78}, P_{78}, Q_{79}, V_{79}, P_{79}, Q_{80}, V_{80}, P_{80}, Q_{81}, V_{81}, P_{81}, Q_{82}, V_{82}, P_{82}, Q_{83}, V_{83}, P_{83}, Q_{84}, V_{84}, P_{84}, Q_{85}, V_{85}, P_{85}, Q_{86}, V_{86}, P_{86}, Q_{87}, V_{87}, P_{87}, Q_{88}, V_{88}, P_{88}, Q_{89}, V_{89}, P_{89}, Q_{90}, V_{90}, P_{90}, Q_{91}, V_{91}, P_{91}, Q_{92}, V_{92}, P_{92}, Q_{93}, V_{93}, P_{93}, Q_{94}, V_{94}, P_{94}, Q_{95}, V_{95}, P_{95}, Q_{96}, V_{96}, P_{96}, Q_{97}, V_{97}, P_{97}, Q_{98}, V_{98}, P_{98}, Q_{99}, V_{99}, P_{99}, Q_{100}, V_{100}, P_{100}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q₁₇ } Q₁₆ (略)

水電解水素発生昇圧装置の処理能力の数値(単位 立方メートル毎

日)

W₁₇ 水電解水素発生昇圧装置の能力の数値(水電解水素発生昇圧装置の

能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働した場

合の水素製造量の値とする。)(単位 立方メートル毎時)

十九～二十六 (略)

2 (略)

(二八二頁 改正)

(第一種製造者に係る技術上の基準)

第五条

法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第

二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条の二まで

に定めるところによる。

(設置式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 (略)

一・二 (略)

三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備(可燃性ガス又は特定不

活性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該製造設備内

のものを除く。以下この号において同じ。)を取り扱う施設に対し八メ

ートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当

該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置(以下「流

動防止措置」という。)若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが

漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措

置を講ずること。

四・五 (略)

六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不

活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置

を講ずること。

七・八 (略)

九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガ

スが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

十～十九 (略)

二十 前号の規定により設けた安全装置(不活性ガス(特定不活性ガス

を除く。)又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。以下第七

条の第三項第十一号及び第八条の二第一項第四号において同じ。)の

うち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、

放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置で

あること。

二十一 (略)

二十二 液化ガスの貯槽には、液面計(不活性ガス(特定不活性ガスを

除く。)又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液

面計以外の液面計に限る。)を設けること。この場合において、ガラス

液面計を使用するときは、当該ガラス液面計にはその破損を防止するた

めの措置を講じ、貯槽(可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスのも

のに限る。)とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計

の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置を講ずること。

二十三 特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、

三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄若しくは四フッ化ケイ

素(以下「五フッ化ヒ素等」という。)の製造設備(当該ガスが通る部

分に限る。〕は、その内部のガスを不活性ガス〔特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。〕により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等のうちの一種の種類のガスに不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一の種類と相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にする事。

二十四～三十（略）

三十一 可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。〕又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏れ出すガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏れいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

三十二～三十七（略）

三十八 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

三十九（略）

三十九の二 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

四十・四十一（略）

四十二（略）

イホ（略）

へ 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏れ出したとき滞留しないような構造とすること。

トヨリ（略）

又 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場

には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

四十三（略）

2（略）

一（略）

二（略）

イヨリ（略）

又 容器保安規則第二十一条に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「一般複合容器等」という。）であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したもの〔容器保安規則第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。）にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの、同令第十二条第三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮

水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと。

ル（略）

三・四（略）

五（略）

イ（略）

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ～ホ（略）

六・七（略）

八（略）

イ（略）

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ（略）

ニ 容器置場（不活性ガス「特定不活性ガスを除く。」及び空気のもの（を除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホ～チ（略）

（一九三頁 改正）

（圧縮天然ガスタンドに係る技術上の基準）

第七条（略）

2（略）

一・二（略）

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

四～二十一（略）

3（略）

（一九五頁 改正）

（液化天然ガスタンドに係る技術上の基準）

第七条の二（略）

一～三（略）

四（略）

イ（略）

ロ 貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

ハ（略）

（イ）（略）

（ロ） 貯槽室には、防水措置を施すこと。

（ハ） 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。

二（略）

五～二十（略）

2 (略)

(一九七頁 改正)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 (略)

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第二十二号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十八号から第四十二号までの基準に適合すること。

一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

一の三 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施すこと。

一の四 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

二～十三 (略)

十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十六号並びに次項第三十号及び第三十四号並びに第十二条の第二項第五号において同じ。)が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

十五 (略)

十六 圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第一号で準用する第六条第一項第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

十七 水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

2 (略)

一 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号、第三十八号及び第四十一号並びに前項第一号の二から第一号の四まで及び第十七号の基準に適合すること。

一の二～十の三 (略)

十一 第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置(不活性ガス又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。)のうち安全弁又は破裂板及び第十号又は第十号の二の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出口を設けること。この場合において、放出口の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

十一の二～二十九の二 (略)

三十 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスプレイとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とディスプレイが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

三十一～三十七 (略)

3 (略)

(二〇三頁 改正)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 (略)

一～三 (略)

四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

五 (略)

2 (略)

一 (略)

イ～ハ (略)

ト 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備を使用して高圧ガスを充填するときは、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。

チ～リ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(二〇六頁 改正)

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 製造設備(可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同

じ)は、その外面から火気(当該移動式圧縮水素スタンド内のものを除く)を取り扱う施設に対し第二種設備距離(製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く)が通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く)が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていることを確認すること。

ニ・ホ (略)

ヘ 第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で充填すること。

三～五 (略)

(二〇八頁 改正)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十二条 (略)

一 製造設備が定置式製造設備である製造施設にあつては、第六条第一項第一号、第三号、第六号、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号、第二十号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第三十一号、第三十三号及び第三十五号から第三十九号の二までの基準に適合すること。

二 (略)

2 (略)

(二〇九頁 改正)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の二 (略)

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号並びに第七条の三第一項第三号、第五号から第十一号まで、第十四号、第十五号及び第十七号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第一項第五号、第十一号及び第十七号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二・四 (略)

五 水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置(以下「水電解水素発生昇圧装置」という。)により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

2 (略)

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号及び第四十一号、第七条の三第一項第十七号並びに同条第二項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号へ、第三十四号及び第三十六号並びに前項第五号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第二項第八号及び第二十八号の基

準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二 高压ガス設備(次号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し八メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

三・四 (略)

五 圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号において同じ。)及び蓄圧器とデイスベンサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とデイスベンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

六・七 (略)

3 (略)

(二二頁 改正)

(その他製造に係る技術上の基準)

第十三条 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 自動車用エアバッグガス発生器(不活性ガス若しくは空気を封入

したものは亜酸化窒素と不活性ガス若しくは空気との混合ガスであつて、毒性ガスでないものを封入したものに限る。

二・三 (略)

(二二三頁 改正)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条 (略)

一 高圧ガス設備(特定設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の取替え(第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二 ガス設備(高圧ガス設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の変更の工事

三(五) (略)

六 (略)

イ 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のもの及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。)の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。)

ロ (略)

2 (略)

(二二四頁 改正)

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 貯槽(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該貯槽から漏えいしたガスに係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ (略)

二 (略)

(イ) (略)

(ロ) 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

(ハ) (ホ) (略)

ホ(ト) (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合には、同号ロ及び二の基準に適合することを要しない。

ハ(ホ) (略)

へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月

から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

三（略）

（二七頁 改正）

（第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等）

第二十八条（略）

- 一 貯蔵する高圧ガスが通る部分（貯槽及びじよ限量百万分の一未満のガスが通る部分を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
- 二 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）が通る部分（じよ限量百万分の一未満のガスが通る部分を除く。）の変更の工事
- 三 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事

四（略）

2（略）

（二三頁 改正）

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条（略）

2（略）

一（略）

イ 毒性ガス以外のガスであつて経済産業大臣が定めるものが封入してあること。

ロ 作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ・ニ（略）

二～四（略）

五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条の規定に適合する容器内における高圧ガスを輸入する場合

（二三頁 改正）

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条（略）

一・二（略）

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器

器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと。

四〇十（略）

十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十二・十三（略）

十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十五〇二十（略）

二十一 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

二十二（略）

2（略）

（二二六頁 改正）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条（略）

一 充填容器等を車両に積載して移動するとき（容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル

以下である場合を除く。）は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

二（略）

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したものの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四〇七（略）

八 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

九・十（略）

十一 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器

の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

十二（略）

十三 前条第二項第二十一号に規定する高压ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等毒性ガスに係るものを除き、高压ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限り、のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

（二二九頁 改正）

（特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準）

第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一十六（略）

十七 特殊高压ガスの消費設備は、その内部のガスを不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号、第二十一号及び次項第四号において同じ。）により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができ構造とすること。この場合において、一の種類の特殊高压ガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一の種類の特殊高压ガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

十八 一三十（略）

2（略）

（二三三頁 改正）

（特定高压ガスの消費者に係る軽微な変更の工事）

第五十七条（略）

一 貯蔵設備等（貯槽及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る部分を除く。）の取替え（第五十五条第一項第八号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの

二 消費設備（貯蔵設備等及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る部分を除く。）の変更の工事

三 一四（略）

（二三五頁 改正）

（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定）

第六十一条 法第二十五条の経済産業省令で定める高压ガスは、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素とする。

（廃棄に係る技術上の基準）

第六十二条（略）

一（略）
二 可燃性ガス又は特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は

引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ放出すること。

三 (略)

四 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講ずること。
五 八 (略)

(二四六頁 改正)

(販売主任者の選任等)

第七十二条 (略)

2 (略)

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及び

(二四九頁 改正)

(保安検査の方法)

第八十二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 製造設備が定置式製造設備(第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号、第四十二号へ及び同号又は掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))並びに同項第二十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。)、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。)、液化天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。)、圧縮水素スタンド、移動式製造設備(第八条第一項第四号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。))及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	メチルエーテル
酸素(スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。))の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、プロムメチル及びホスゲン
	酸素

(二五九頁 改正)

〔燃焼性の基準〕

第百一条 令第三条表第一号上欄の経済産業省令で定める燃焼性の基準

は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。
- イ 爆発限界の下限が十パーセント以下のもの
- ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの
- 二 ガスと着火源との接触を維持しない限り火災が認められないこと。

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百一条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

(略)

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位立方メートル)

S 当該事業所における令第三条表第一号で規定する第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

(第一種貯蔵所に係る貯蔵容積の算定方法)

第百一条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

(略)

この式において、N及びMは、それぞれ次の数値を表すものとする。

N 令第五条表第三号下欄の経済産業省令で定める値(単位立方メートル)

M 当該貯蔵所における令第五条表第一号の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積(単位立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三千立方メートル未満であるもの

(二六〇頁 改正)

(条例等に係る適用除外)

第百四条 (略)

(二七九頁 改正文の次に追加)

附則 [平成二八年十一月一日省令第百五号] 抄

*省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者(この省令による改正前の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスであつて、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則(以下「改正一般規則」という。)第二条第一項第二号に規定する毒性ガス又はこの省

令による改正前の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスであつて、改正一般則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスに該当するもの（以下「一般則に規定する特定毒性ガス」という。）の製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第一項及び第二項、第八条第一項及び第二項、第三十五条第一項並びに第八十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定毒性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第十一条並びに第十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵している者（法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従つて一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵しているものを除く。）については、改正一般則第十八条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて又は許可の申請をしている貯蔵所（一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十二条、第二十三条第一項及び第三十五条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

5 この省令の施行の際現に法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の届出をしている貯蔵所（一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十六条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

6 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを移動している者については、改正一般則第四十九条第一項及び第五十条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

7 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを消費している者については、改正一般則第六十条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

8 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを廃棄している者については、改正一般則第六十二条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

第五条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（改正一般則第二条第一項第四号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「一般則に規定する特定不活性ガス」という。）の製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第一項、第八条第一項、第三十五条第一項及び第八十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によること
ができる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第二項及び第八条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第十一条の規定（法第十二条第一項に基づくものに限る。）及び第十二条第一項の規定にかかわらず、

- なお従前の例によることができる。
- 4 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第十一条の規定（法第十二条第二項に基づくものに限る。）及び第十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵している者（法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従つて一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵しているものを除く。）については、改正一般則第十八条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。
- 6 この省令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受け又は許可の申請をしている貯蔵所（一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十二条、第二十三条第一項及び第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 7 この省令の施行の際現に法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の届出をしている貯蔵所（一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 8 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを移動している者については、改正一般則第四十九条第一項及び第五十条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。
- 9 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを廃棄している者については、改正一般則第六十二条の規定にかかわらず、この省

令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

（二八〇頁 改正）

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
<p>1 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第六条第一項第三号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができる場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽の周囲から、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置</p>

<p>七・八 (略)</p> <p>九 第六条第一項第九号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造</p>	<p>の状況を目視により検査する。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>十 二十二三 (略)</p> <p>二十四 第六条第一項第二十三号の特殊高圧ガス又は五フツ化ヒ素等の製造設備の不活性ガス置換等ができる構造</p>	<p>十 二十二三 (略)</p> <p>二十四 特殊高圧ガス又は五フツ化ヒ素等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。</p>
<p>二十五 三十一 (略)</p> <p>三十二 第六条第一項第三十一号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p>	<p>二十五 三十一 (略)</p> <p>三十二 可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)又は特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>三十三 三十七 (略)</p> <p>三十八 第六条第一項第三十八号の可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置</p>	<p>三十三 三十七 (略)</p> <p>三十八 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。</p>
<p>三十九 (略)</p>	<p>三十九 (略)</p>
<p>三十九の二 第六条第一項第三十九号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備</p>	<p>三十九の二 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>四十 四十五 (略)</p> <p>四十六 第六条第一項第四十二号への容器置場のガスが滞留しない構造</p>	<p>四十 四十五 (略)</p> <p>四十六 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>四十七 四十八の二 (略)</p> <p>四十九 第六条第一項第四十二号の可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フツ化窒素の容器置場の消火設備</p>	<p>四十七 四十八の二 (略)</p> <p>四十九 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フツ化窒素の容器置場の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</p>
<p>五十 六十二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 九 (略)</p>	<p>五十 六十二 (略)</p>
<p>十 第七条第一項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等</p>	<p>十 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>4 (略)</p> <p>十一 二十九 (略)</p>	<p>十一 二十九 (略)</p>
<p>三 第七条の二第一項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造</p>	<p>三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を</p>

<p>造等</p> <p>四〇二十四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>一 第七条の三第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げるもの</p> <p>一の二 第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等</p> <p>一の三 第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置</p> <p>一の四 第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置</p> <p>二〇十六の三（略）</p> <p>十六の四 第七条の三第一項第十六号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填す</p>	<p>設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>四〇二十四（略）</p> <p>一 第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>一の三 液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>一の四 貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二〇十六の三（略）</p> <p>十六の四 圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填す</p>	<p>場所等との間の障壁</p> <p>十六の五 第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置</p> <p>十七（略）</p> <p>十七の二 第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち、第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げるもの</p> <p>十七の三 第七条の三第二項第一号の二の貯槽間の距離</p>	<p>場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>十六の五 水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十七（略）</p> <p>十七の二 第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>十七の三 可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十七の四 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視又は図面により検査する。</p> <p>十八〇四十七の二（略）</p>
---	---	--	---

<p>1 (略)</p> <p>「第六条第一項第三号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>「特定不活性ガスの製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確</p>	<p>別表第三(第八十二条第二項第三号関係)</p>	<p>四十八 第七条の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスプレイとの間の障壁等</p> <p>四十九～六十三 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第八条第一項第四号の可燃性ガス、特定不活性ガス及び酸素の製造施設の消火設備</p> <p>五 (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>四十八 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスプレイとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。なお、圧縮機又は蓄圧器とディスプレイが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>四十九～六十三 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 可燃性ガス、特定不活性ガス及び酸素の製造施設の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>五 (略)</p>
--	--	----------------------------	---	---

<p>五 第六条第一項第二十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容器の破裂防止のための措置</p>	<p>二 第六条第一項第六号の特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置</p> <p>三 第六条第一項第九号の製造設備を設置した室のガスが滞留しない構造</p> <p>四 第六条第一項第二十三号の特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備の不活性ガス置換等ができる構造</p>
---	--

<p>五 三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填容の容器置場(車両に固定した容器等に係る容器置場に限り)に講</p>	<p>二 特定不活性ガスの貯槽の周囲から、特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視により検査する。</p> <p>三 特定不活性ガスの製造設備を設置した室のガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p> <p>四 特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。</p>
--	--

<p>六 第六条第一項第三十号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p>	<p>六 特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>	<p>二十六、三十七（略） 三十七の二 第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等</p>	<p>二十六、三十七（略） 三十七の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>七 第六条第一項第三十八号の特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置</p>	<p>七 特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。</p>	<p>三十七の三 第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置</p>	<p>三十七の三 液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>
<p>八 第六条第一項第三十九号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備</p>	<p>八 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。</p>	<p>三十七の四 第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置</p>	<p>三十七の四 貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>九 第六条第一項第四十二号への特定不活性ガスの容器置場のガスが滞留しない構造</p>	<p>九 特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>	<p>三十八、五十二の三（略） 五十二の四 第七条の三第一項第十六号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁</p>	<p>三十八、五十二の三（略） 五十二の四 圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。</p>
<p>十 第六条第一項第四十二号の二の特定不活性ガスの容器置場の消火設備</p>	<p>十 特定不活性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</p>	<p>五十二の五 第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置</p>	<p>五十二の五 水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一、二十四（略） 二十五 削除 第七条の三第一項第一号で準用する第六条第一項第三十号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁</p>	<p>一、二十四（略） 二十五 削除 圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況及び維持管理状況を目視</p>	<p>五十三（略） 五十三の二 第七条の三第二項第一号</p>	<p>五十三（略） 五十三の二 第三十七号の二から第三</p>

で準用する同条第一項各号の検査項目のうち第三十七号の二から第三十七号の四まで及び第五十二号の五に掲げるもの)

五十三の三 第七条の三第二項第一号の二の貯槽間の距離

五十三の四 第七条の三第二項第一号の三の高圧ガス設備の基礎

五十四～八十三の二 (略)

八十四 第七条の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスベンサーとの間の障壁等

八十五～九十八 (略)

十七号の四まで及び第五十二号の五に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

五十三の三 可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

五十三の四 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視又は図面により検査する。

五十四～八十三の二 (略)

八十四 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスベンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。なお、圧縮機又は蓄圧器とデイスベンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。

八十五～九十八 (略)

<p>九十九 第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス設備の基礎</p> <p>3の2 製造設備が移動式製造設備である製造施設</p> <p>一 第八条第一項第四号の特定不活性ガスの製造施設の消火設備</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>九十九 液化水素の通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>一 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</p>
---	--

※一般高圧ガス保安規則中「充てん」を「充填」に、また「の通る」を「が通る」に改める。

液化石油ガス保安規則

(三九二頁 改正)

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 (略)

一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

一の二～四 (略)

五 充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

六 (略)

七 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合

にあつては、この限りでない。

八 (略)

九 液化石油ガスを移動するとき(液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。)は、前条第十八号の基準を準用する。

ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等(液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。)のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

(四二九頁 改正文の次に追加)

附則 [平成二八年十一月一日省令第百五号] 抄

省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

※液化石油ガス保安規則中「充てん」を「充填」に、また「の通る」を「が通る」に改める。

〔毎日〕

W₁₅ 水電解水素発生昇圧装置の能力の数値（水電解水素発生昇圧装置の能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働した場合の水素製造量の値とする。）〔単位 立方メートル毎時〕

二十～二十六（略）

2（略）

（四八五頁 改正）

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条（略）

一～三（略）

四（略）

イ（略）

ロ ガス設備（経済産業大臣が定めるものを除く。）の外から保安物件まで 次の図における当該ガス設備に係る貯蔵設備又は処理設備の貯蔵能力又は処理能力に対応する距離であつて、次に掲げる算式により得られたもの

（イ） $0 \leq X < 1,000$ の場合 $L = 70 + 4\sqrt{10}$

（ロ） $1,000 \leq X < 10,000$ の場合 $L = 70 + \frac{2}{5}\sqrt{X}$

（ハ） $10,000 \leq X$ の場合 $L = 110$

〔図 削除〕

備考 これらの式において、L及びXは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 1 ガス設備の外から保安物件までの距離〔単位 メートル〕

XI 貯蔵能力〔単位 圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム〕又は処理能力〔単位 立方メートル〕

（表 削除）

十～十三（略）

十四 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。）は、その外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面）から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下第七条第一項第六号、同条第二項第十八号、第七条の二第一項第十九号、第七条の三第一項第十号及び同条第二項第二十七号において「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認められた措置を講じている場合は、この限りでない。

十五～二十一（略）

二十二 前号の規定により設けた安全装置（不活性ガス〔特定不活性ガスを除く。〕又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

二十三～二十八（略）

二十九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。

三十～三十二 (略)

三十三 液化ガスの貯槽には、液面計（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、球形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽（可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガス）のものに限る。）とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による漏えいを防止するための措置を講ずること。

三十四～三十九 (略)

四十 アルシン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン又はモノシラン（以下「アルシン等」という。）の製造設備（当該ガスが通る部分に限る。）は、その内部のガスを不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

四十一～四十六 (略)

四十七 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

四十八～五十 (略)

五十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

五十二 (略)

五十三 可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

五十四 (略)

五十四の二 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

五十五～六十四の二 (略)

六十五 (略)

イ・ロ (略)

ハ 毒性ガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）は、その外面から保安物件に対し次に掲げる算式により得られた値以上の距離を有すること。

$$(イ) \quad 0 \leq X < 9 \text{ の場合} \quad m = 54$$

$$(ロ) \quad 9 \leq X < 25 \text{ の場合} \quad m = 18\sqrt{X}$$

$$(ハ) \quad 25 \leq X \text{ の場合} \quad m = 90$$

(四) 削除

備考 これらの式において、 m 及び X は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ⅲ 容器置場の外面から保安物件までの距離（単位：メートル）

X 容器置場の面積（単位：平方メートル）

(表) 削除

二～八 (略)

ト 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えい

したとき滞留しないような構造とすること。

チゝヌ (略)

ル 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イゝヌ (略)

ル 容器保安規則第二十一条に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年経済産業省令第八十二号)第二十三条に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第二十三条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同条第八号第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、同条第十二号第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同条第八号第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二十三条に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前

月から起算して十五年を経過したもの)には、高圧ガスを充填しないこと。

ヲ (略)

三ゝ五 (略)

六 (略)

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等を行うときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハゝホ (略)

七 (略)

八 (略)

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ (略)

ニ 容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁止、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホゝチ (略)

(五〇三頁 改正)

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

四～二十一 (略)

3 (略)

(五〇六頁 改正)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二 (略)

一～三 (略)

四 (略)

イ (略)

ロ 貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

ハ (略)

(イ) (略)

(ロ) 液化天然ガス貯槽室には、防水措置を施すこと。

(ハ) 液化天然ガス貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。

ニ (略)

五～十九 (略)

2 (略)

(五〇八頁 改正)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 (略)

一 第五条第一項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第二十四号まで、第二十九号、第三十七号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号から第五十一号まで、第五十四号、第六十一号から第六十四号まで及び第六十五号の基準に適合すること。

一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

一の三 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施すこと。

一の四 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

二～十三 (略)

十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十六号並びに次項第三十号及び第三十四号において同じ。)が配管(圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

十五 (略)

十六 圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第一号で準用する第五条第一項第六十五号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

十七 水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

2 (略)

一 第五条第一項第一号、第十五号から第二十一号まで、第二十四号、第二十九号、第三十一号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十八号、第五十号、第五十一号及び第六十四号並びに前項第一号の二から第一号の四まで及び第十七号の基準に適合すること。

一の二～二十九の二 (略)

三十 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスプレイとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とディスプレイが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

三十一～三十七 (略)

3 (略)

(五一六頁 改正)

(コンビナート製造事業所間の導管)

第十条 (略)

一～二十八 (略)

二十九 可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)又は特定不活性ガスの導管系には、当該ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じ、必要な箇所に、ガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口を設けること。

三十～三十九 (略)

(五一六頁 改正)

(特定製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 (略)

一 高圧ガス設備(特定設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の取替え(第五条第一項第十九号の規定により製造を行うことが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二 ガス設備(高圧ガス設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の変更の工事

三～五 (略)

六 (略)

イ 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のもの及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。)の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。)

ロ (略)
2 (略)

(五三九頁 改正)

(保安検査の方法)

第三十七条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、
圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド
以外の製造設備（第五条第一項第十四号、第二十九号、第四十号、第
四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二、第六十五号ト
及び同号ルに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）並びに
同項第五十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。）、コールド・エ
バポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに
同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化
天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準
に係るものに限る。）、圧縮水素スタンドである製造施設並びにコンビ
ナート製造事業所間の導管（第十条第二十九号に掲げる基準（特定不
活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）において、別表第
四に定める方法を用いる場合。

(五四〇頁 改正)

(危険時の措置)

第三十九条 (略)

一・三 (略)

四 (略)

イ 可燃性ガス又は特定不活性ガスの放出は、火気を取り扱う場所又
は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避
け、かつ、大気中に放出するときは、通風の良い場所で少量ずつ放
出すること。

ロ (略)

ハ 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して放
出するときは、当該放出するガスの滞留を検知するための措置を講
じて行うこと
二・八 (略)

(五六三頁 改正文の次に追加)

附則（平成二八年十一月一日省令第百五号）抄

^{}省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許
可を受けている者又は許可の申請をしている者（この省令による改正前
のコンビナート等保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外
のガスであつて、この省令による改正後のコンビナート等保安規則（以

(五七三頁 改正)

別表第三(第十九条関係)

検査項目	完成検査の方法
<p>1 (略)</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 第五条第一項第十四号の火気を取り扱う施設までの距離等</p> <p>十六〇三十 (略)</p> <p>三十一 第五条第一項第二十九号の可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置</p> <p>三二二〇四十一 (略)</p>	<p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備の外面(液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面とする)から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十六〇三十 (略)</p> <p>三十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視により検査する。</p> <p>三二二〇四十一 (略)</p>

下「改正コンビ則」という。第二条第一項第二号に規定する毒性ガス又はこの省令による改正前のコンビナート等保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスであつて、改正コンビ則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスに該当するものの製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正コンビ則第五条第一項及び第二項、第十条、第十一条、第十九条並びに第三十七条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

第六条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者(改正コンビ則第二条第一項第三号の二に規定する特定不活性ガス(以下単に「コンビ則」に規定する特定不活性ガス」という。)の製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正コンビ則第五条第一項、第十条、第十九条及び第三十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者(コンビ則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正コンビ則第五条第二項及び第十一条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

四十二 第五条第一項第四十号のアルシン等の製造設備の不活性ガス置換ができる構造

四十三 四十八(略)
四十九 第五条第一項第四十七号の可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置

五十 五十二(略)
五十三 第五条第一項第五十一号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造

五十四(略)
五十五 第五条第一項第五十三号の製造設備のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備

五十六(略)
五十六の二 第五条第一項第五十四号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備

四十二 アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ)により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。

四十三 四十八(略)
四十九 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。

五十 五十二(略)
五十三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しないような構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

五十四(略)
五十五 可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)又は特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

五十六(略)
五十六の二 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消

五十七 七十(略)
七十一 第五条第一項第六十五号トの容器置場のガスが滞留しない構造

七十二 七十三の二(略)
七十四 第五条第一項第六十五号ルの可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の容器置場の消火設備

2・3(略)
4(略)
一 九(略)
十 第七条第二項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等

5(略)
十一 二十九(略)
一 二(略)
三 第七条の二第一項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等

火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。

五十七 七十(略)
七十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。

七十二 七十三の二(略)
七十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の容器置場の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。

一 九(略)
十 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

十一 二十九(略)

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により

四〇二十四(略)

一 第七条の三第一項第一号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号から第三号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号から第二十六号まで、第三十一号、第三十三号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十六号、第六十二号から第六十五号まで、第六十六号、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げるもの

二 第七条の三第一項第二号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等

一の三 第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置

一の四 第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置

二〇十六の三(略)

一六の四 第七条の三第一項第十六号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填す

四〇二十四(略)

一 第一項第一号から第三号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号から第二十六号まで、第三十一号、第三十三号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十六号、第六十二号から第六十五号まで、第六十六号、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

三 液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

四 貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

二〇十六の三(略)

一六の四 圧縮機とメカパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する

場所等との間の隔壁

一六の五 第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置

一七(略)

一七の二 第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち、第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げるもの

一七の三 第七条の三第二項第一号の二の貯槽間の距離

一七の四 第七条の三第二項第一号の三の高圧ガス設備の基礎

一八〇四十七の二(略)

四十八 第七条の三第一項第三十号の

場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。

一六の五 水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

一七の二 第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

一七の三 可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

一七の四 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視又は図面により検査する。

一八〇四十七の二(略)

四十八 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯

<p>1 (略)</p> <p>― 第五条第一項第十四号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>― 特定不活性ガスの製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離</p>	<p>圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスプレイとの間の隔壁等</p> <p>槽及び送ガス蒸発器とディスプレイとの間に設置された隔壁の設置状況を目視及び図面により検査する。なお、圧縮機又は蓄圧器とディスプレイが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>四十九～六十三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>― 二十四 (略)</p> <p>二十五 第十条第二十九号の導管系のガス漏えい検知警報設備等</p> <p>二十六～三十三 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>二十五 可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)又は特定不活性ガスの導管系におけるガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口の設置状況を目視及び記録によるほか、必要に応じ図面により検査し、かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十六～三十三 (略)</p>
<p>別表第四(第三十七条第二項第三号関係)</p>	<p>検査項目</p>	<p>二 第五条第一項第二十九号の特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置</p> <p>三 第五条第一項第四十号のアルシン等の製造設備の不活性ガス置換ができる構造</p> <p>四 第五条第一項第四十七号の特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置</p> <p>五 第五条第一項第五十一号の製造設備</p>	<p>を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二 特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視により検査する。</p> <p>三 アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。</p> <p>四 特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。</p> <p>五 特定不活性ガスの製造設備を設置</p>

備を設置する室のガスが滞留しない構造

六 第五条第一項第五十三号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備

七 第五条第一項第五十四号の特定不活性ガスの製造施設の消火設備

八 第五条第一項第五十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容器の破裂防止のための措置

九 第五条第一項第六十五号トの容器置場のガスが滞留しない構造

十 第五条第一項第六十五号ルの特定不活性ガスの容器置場の消火設備

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合

一、二十九（略）

四十 削除 第七条の三第一項第一号で準用する第五条第一項第六十号の

する室のガスが漏えいしたとき滞留しないような構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

六 特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

七 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。

八 三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。

九 特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。

十 特定不活性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。

一、二十九（略）

四十 削除 圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填

圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁

四十一、五十一（略）

五十一の二 第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等

五十一の三 第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置

五十一の四 第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置

五十二、六十六の三（略）

六十六の四 第七条の三第一項第十六号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁

六十六の五 第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置

する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況及び維持管理状況を目視及び図面により検査する。

四十一、五十一（略）

五十一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

五十一の三 液化水素の貯槽を設置する室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

五十一の四 貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

五十二、六十六の三（略）

六十六の四 圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。

六十六の五 水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

<p>六十七 (略)</p> <p>六十七の二 第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち第五十一号の二から第五十一号の四まで及び第六十六号の五に掲げるもの</p> <p>六十七の三・六十七の四 (略)</p> <p>六十八・九十七の二 (略)</p> <p>九十八 第七条の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の隔壁等</p>	<p>九十九・百十三 (略)</p> <p>4) コンピナート製造事業所間の導管の場合</p> <p>一 第十条第二十九号の導管系のガス漏えい検知警報設備等</p>
<p>六十七 (略)</p> <p>六十七の二 第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち第五十一号の二から第五十一号の四まで及び第六十六号の五に掲げるもの</p> <p>六十七の三・六十七の四 (略)</p> <p>六十八・九十七の二 (略)</p> <p>八十四 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された隔壁の設置状況を目視及び図面により検査する。なお、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>九十九・百十三 (略)</p>	<p>一 特定不活性ガスの導管系におけるガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口の設置状況を目視及び記録によるほか、必要に応じ図面により検査し、かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>

※コンピナート等保安規則中「充てん」を「充填」に、また「の通る」を「が通る」に改める。

冷凍保安規則

(六八五頁 改正)

(用語の定義)

第二案 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 不活性ガス ヘリウム、二酸化炭素、フルオロオレフィン千二百三十四yf、フルオロオレフィン千二百三十四ze、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十三、フルオロカーボン十三B一、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十一、フルオロカーボン百十四、フルオロカーボン百十六、フルオロカーボン百二十四、フルオロカーボン百二十五、フルオロカーボン百三十四a、フルオロカーボン四百一A、フルオロカーボン四百一B、フルオロカーボン四百二A、フルオロカーボン四百二B、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七A、フルオロカーボン四百七B、フルオロカーボン四百七C、フルオロカーボン四百七D、フルオロカーボン四百七E、フルオロカーボン四百十A、フルオロカーボン四百十B、フルオロカーボン四百十三A、フルオロカーボン四百十七A、フルオロカーボン四百二十二A、フルオロカーボン四百二十二D、フルオロカーボン四百二十三A、フルオロカーボン五百、フルオロカーボン五百二、フルオロカーボン五百七A及びフルオロカーボン五百九A

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの

2 (略)

(六八八頁 改正)

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第七条 (略)

一・二 (略)

三 圧縮機、油分離器、凝縮器若しくは受液器又はこれらの間の配管(可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造設備のものに限る。)を設置する室は、冷媒ガスが漏れいしたとき滞留しないような構造とすること。

四 十四 (略)

十五 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設には、当該施設から漏れいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏れいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機に係る施設については、この限りでない。

十六・十七 (略)

2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号(可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く)、第十五号及び第十七号の基準とする。

(六九二頁 改正)

第十二条 (略)

- 2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第十二條第一項の經濟産業省令で定める技術上の基準は、第七條第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号(可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係るものを除く)、第十五号及び第十七号の基準とする。

(六九二頁 改正)

(その他製造に係る技術上の基準)

第十五条 法第十三條の經濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条第一号の基準に適合すること。
- 二 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備にあつては、冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置を講ずること。

(六九六頁 改正)

(廃棄に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定)

第三十三条 法第二十五條の經濟産業省令で定める高压ガスは、可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスとする。

(廃棄に係る技術上の基準)

第三十四条 (略)

- 一 可燃性ガス及び特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大氣中に放出して廃棄するときは、通風のよい場所で少量ずつ放出すること。
- 二 (略)

(七〇三頁 改正)

(保安検査の方法)

第四十三条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

- 三 製造設備が定置式製造設備(第七條第一項第三号及び第十五号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))に係るものに限る。及び移動式製造設備(第八條第二号で準用する第七條第一項第三号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))に係るものに限る。である製造施設において、別表第二に定める方法を用いる場合。

(七〇八頁 改正)

(指定設備に係る技術上の基準)

第五十七条 (略)

- 一 指定設備は、当該設備の製造業者の事業所(以下この条において「事業所」という。)において、第一種製造者が設置するものにあつては第七條第二項(同条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く)、第二種製造者が設置するものにあつては第十二條第二項(第

七条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く。）の基準に適合することを確保するように製造されていること。

(七〇九頁 改正)

(指定設備認定証が無効となる設備の変更の工事等)

第六十一条 (略)

- 一 当該変更の工事が同等の部品への交換のみである場合
- 二 (略)
- 2・3 (略)

(七二〇頁 改正文の次に追加)

附則 (平成二八年十一月一日省令第百五号)^{*}抄
^{*}省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。)第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者(冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造するための施設(以下「製造施設」という。)の設備を設置するものに限る。)については、この省令による改正後の冷凍保安規則(以下「改正冷凍規則」という。)第七条第一項

及び第二項、第八条、第二十五条並びに第四十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者(冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正冷凍規則第十二条第一項及び第二項並びに第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現に法第十三条の規定に基づき高压ガスを製造している者(冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正冷凍規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(七二二頁 改正)

別表第一(第二十五条関係)

検査項目	完成検査の方法
1 (略) 一～三 (略) 四 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造	一～三 (略) 四 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高压部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
五～十六 (略) 十七 第七条第一項第十五号の製造施設	五～十六 (略) 十七 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不

設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備

2
十八・十九（略）

一 第八条第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況

二 第八条第二号で準用する第七条第一項各号の検査項目のうち、前項第三号から第五号まで、第七号から第十号まで及び第十一号から第十四号までに掲げるものに掲げるもの

三 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造

四 第七条第一項第四号の冷媒ガスが漏えいしない構造

五 第七条第一項第六号の冷媒設備の耐圧試験

活性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十八・十九（略）

一（略）

二 前項第三号から第五号まで、第七号から第十号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

三 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

四 製造設備の防振措置、衝撃防護措置、防食措置等の状況を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

五 冷媒設備の配管以外の部分を耐圧試験用設備を用いた許容圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその記録により検査する。

六 第七条第一項第六号の冷媒設備の気密試験

七 第七条第一項第七号の冷媒設備の圧力計

八 第七条第一項第八号の冷媒設備の安全装置

九 第七条第一項第十号の受液器の丸形ガラス管液面計

十 第七条第一項第十一号の受液器のガラス管液面計

り検査する。

六 冷媒設備を耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた許容圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。

七 冷媒設備（圧縮機（当該圧縮機が強制潤滑方式であつて、潤滑油圧力に対する保護装置を有するものは除く）の油圧系統を含む。）の圧力計の設置状況を目視、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

八 冷媒設備の安全装置の設置状況を目視、図面等により検査する。バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。

九 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係る受液器に丸形ガラス管液面計が設けられていないことを目視、図面等により検査する。

十 受液器に設けられたガラス管液面計に講じた破損を防止するための措置の状況を目視により検査する。また、可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備にあつては、当該設備に係る受液器と当該ガラス管液面計とを接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十一 第七条第一項第十二号の可燃性ガスの製造施設の消火設備

備考（略）

十一 可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。

(七三頁 改正)

別表第二（第四十三条第二項第三号関係）

検査項目	保安検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p> <p>二 第七条第一項第十五号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p> <p>2 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第八条第二号で準用する第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p>	<p>一 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じて図面又は記録により検査する。</p> <p>二 特定不活性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>一 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じて図面又は記録により検査する。</p>

※冷凍保安規則中「充てん」を「充填」に改める。

容器保安規則

(七五九頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一、十九 (略)

二十 FC 二類容器

液化フルオロオレフィン千二百三十四 Yf、液化フルオロオレフィン千二百三十四 ze、液化フルオロカーボン十二、

液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン五百、液化フルオロカーボン四百一 A、液化フルオロカーボン四百一 B、液化フルオロカーボン百十五、液化フルオロカーボン四百十二 A、液化フルオロカーボン二百十八、液化フルオロカーボン四百七 D、液化フルオロカーボン二十二又は液化フルオロカーボン五百二を充填する容器

二十一、二十八の三 (略)

二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二 a、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふつ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの (フルオロオレフィン千二百三十四 Yf 及びフルオロオレフィン千二百三十四 ze を除く。)

イ・ロ (略)

三十 毒性ガス 亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、塩素、クロルメチル、五ふつ化ヒ素、五ふつ化リン、酸化エチレン、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素、三ふつ化リン、シアン化水素、ジシラン、ジボラン、臭化水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ふつ素、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、四ふつ化硫黄、四ふつ化ケイ素、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物

三十一、三十四 (略)

(七七九頁 改正)

(液化ガスの質量の計算の方法)

第二十二條 (略)

液化ガスの種類	定数
液化エチレン	三・五〇
液化エタン	二・八〇
液化プロパン	二・三五
液化プロピレン	二・二七
液化ブタン	二・〇五
液化ブチレン	二・〇〇
液化シクロプロパン	一・八七
液化アンモニア	一・八六
液化ブタジエン	一・八五
液化トリメチルアミン	一・七六
液化ジメチルアミン	一・七〇
液化メチルエーテル	一・六七

液化ジメチルエーテル	一・六七
液化モノメチルアミン	一・六七
液化塩化水素	一・六七
液化シアン化水素	一・五七
液化硫化水素	一・四七
液化炭酸ガス	一・三四
液化亜酸化窒素	一・三四
液化酸化エチレン	一・三〇
液化フルオロカーボン百五十二a	一・二七
液化クロルメチル	一・二五
液化フルオロカーボン三十二	一・二四
液化塩化ビニル	一・二二
液化フルオロカーボン四百四A	一・一五
液化四ふつ化エチレン	一・一一
液化フルオロオレフィン千二百三十四Yf	一・〇五
液化フルオロカーボン五百	一・〇〇
液化フルオロカーボン十三	一・〇〇
液化フルオロカーボン二十二	一・〇〇
液化フルオロオレフィン千二百三十四Ze	〇・九八
液化フルオロカーボン百三十四a	〇・九四
液化フルオロカーボン五百一	〇・九三
液化六ふつ化硫黄	〇・九一
液化フルオロカーボン百十五	〇・八六
液化フルオロカーボン十二	〇・八六
液化キセノン	〇・八一
液化塩素	〇・八〇
液化臭化水素	〇・八〇
液化亜硫酸ガス	〇・八〇
液化フルオロカーボン十三B一	〇・七九
液化フルオロカーボン百十四	〇・七六
液化フルオロカーボンC三百十八	〇・七四
温度十五度における比重(以下この表において「比重」という。) が〇・四五三以上〇・四六二以下の液化石油ガス	二・七八
比重が〇・四六三以上〇・四七二以下の液化石油ガス	二・七一

比重が〇・四七三以上〇・四八〇以下の液化石油ガス	二・六四
比重が〇・四八一以上〇・四八八以下の液化石油ガス	二・五七
比重が〇・四八九以上〇・四九五以下の液化石油ガス	二・五〇
比重が〇・四九六以上〇・五〇三以下の液化石油ガス	二・四四
比重が〇・五〇四以上〇・五一一以下の液化石油ガス	二・三八
比重が〇・五一〇以上〇・五一七以下の液化石油ガス	二・三三
比重が〇・五二〇以上〇・五二七以下の液化石油ガス	二・二八
比重が〇・五二八以上〇・五三六以下の液化石油ガス	二・二三
比重が〇・五三七以上〇・五四四以下の液化石油ガス	二・一八
比重が〇・五四五以上〇・五五二以下の液化石油ガス	二・一三
比重が〇・五五三以上〇・五六〇以下の液化石油ガス	二・〇九
比重が〇・五六一以上〇・五六八以下の液化石油ガス	二・〇四
比重が〇・五六九以上〇・五七六以下の液化石油ガス	二・〇〇
比重が〇・五七七以上〇・五八四以下の液化石油ガス	一・九七
比重が〇・五八五以上〇・五九二以下の液化石油ガス	一・九三
比重が〇・五九三以上〇・六〇〇以下の液化石油ガス	一・八九
比重が〇・六〇一以上〇・六〇八以下の液化石油ガス	一・八六
その他の液化ガス	一・〇五を当該液化ガスの温度四十八度における比重で除して得た数値

(八〇六頁 改正文の次に追加)

附則〔平成二八年十一月一日省令第百五号〕抄

省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

※容器保安規則中「充てん」を「充填」に改める。

高圧ガス保安法施行令関係告示

(九五七頁 改正)

第一条 令第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置（当該回収装置に接合された容器（以下「接合容器」という。）又は取り付けられた着脱可能な容器（以下「着脱容器」という。）及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン（不活性ガス（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。）に限る。）とす

一 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収されたフルオロカーボンは、内容積の合計が百二十リットル（フルオレフィン千二百三十四yfにあつては、四十五リットル）以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。

ロ 着脱容器及びその附属品（フルオレフィン千二百三十四yf、フルオレフィン千二百三十四ze、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百三十四a、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七C又はフルオロカーボン五百七A又はフルオレフィン千二百三十四yfを入れるものであつて、内容積一リットル以下のものを除く。）は、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）に

適合していること。

二・三（略）

四 回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ（略）

ロ 接合容器（フルオレフィン千二百三十四yf、フルオレフィン千二百三十四ze、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百三十四a、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七C又はフルオロカーボン五百七A又はフルオレフィン千二百三十四yfを入れるものであつて、内容積一リットル以下のものを除く。）は安全弁（溶栓を含む。）を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。

ハ・ホ（略）

ヘ 回収装置のうち一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「特定不活性ガス」という。）を回収するもの（以下「特定不活性ガス回収装置」という。）にあつては、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

ト フルオレフィン千二百三十四yf回収装置にあつては、停止後、速やかに接合容器又は着脱容器との間を遮断するための措置を講ずること。

チ イからヘまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、安全装置等により危険状態にならない機構を有すること。

五（略）

イ・ニ（略）

ホ 回収装置（特定不活性ガス回収装置を除く）本体（分割できる構造のものにあつては、分割される部分ごと）のバルブ、配管、ガラ

ス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するためのカバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

ヘ(略)

ト 特定不活性ガス回収装置にあっては、底部を除き装置全体をカバー等で囲まれた構造〔特定不活性ガス回収装置の本体、接合容器又は着脱容器及びその附属品が一体となったもの〕にあっては、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部が、その側面の二方向に設けられたものに限る。とし、外力による損傷を防止するとともに、内部を十分に換気できる構造であること。

チ 特定不活性ガス回収装置にあっては、運転中に凝縮器等の冷却ファンが常時作動する構造であること。

リ 特定不活性ガス回収装置にあっては、電気設備が着火源とならないよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

六(略)

七 回収装置(特定不活性ガス回収装置を除く。)本体(分割できる構造のもの)にあっては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置)の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。

イ(略)

ハ 特定不活性ガス回収装置本体(分割できる構造のもの)にあっては、分割された部分のうち特定不活性ガスが通る部分の位置)の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。ただし、特定不活性ガス回収装置の接合容器又は着脱容器の内容積の合計が四十五リットル以下の場合には、リ7に規定する事項の表示は

要しない。

イ(略)

リ 取扱以上の注意

1 変形、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること

2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。

また、四十度以上に温めないこと

3 風通しの良い所で使用し、使用しないときは風通しの良い所に置くこと

4 火気の近くで使用しないこと

5 発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しないこと

6 適切な消火設備を適切な箇所に設けること

7 使用するときには、ガス漏えい検知警報設備を適切な箇所に設けること

8 使用していないときは、接合容器又は着脱容器のバルブを確実に閉じること

9 雨等でぬらさないこと

10 粗暴な取扱いをしないこと

11 その他の取扱以上の注意

九(略)

イ(略)

ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあっては、「高圧ガス取扱装置」(特定不活性ガス回収装置)にあっては、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」との警戒標

ハ(略)

(九六一頁 改正)

第四条 (略)

一 (略)

二 次に掲げる基準に適合する容器に充填された液化フルオロレフイン千二百三十四yf、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C又は液化フルオロカーボン五百七A (前号に掲げるものを除く。)

イ (略)

ロ 充填されたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロレフイン千二百三十四yfの容器にあつては内容積百三十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン十二の容器にあつては内容積九十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては内容積百三十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン百三十四aの容器にあつては内容積百一立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百七Cの容器にあつては内容積百十四立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン五百七Aの容器にあつては内容積百二十四立方センチメートル以上のものであること。

ハ 液化フルオロレフイン千二百三十四yfの容器にあつては、

一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ニ 液化フルオロカーボン十二の容器にあつては一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・二メガパスカル以上

の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ホ 液化フルオロカーボン二十二の容器にあつては二・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ヘ 液化フルオロカーボン百三十四aの容器にあつては一・九メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・三メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ト 液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあつては三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・〇メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

チ 液化フルオロカーボン四百七Cの容器にあつては三・二メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・九メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

リ 液化フルオロカーボン五百七Aの容器にあつては三・四メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・一メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

ヌ 充填する容器は、本号に適合する液化フルオロレフイン千二百三十四yf、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C若しくは液化フルオロカーボン五百七A又は次号に適合する液化ガスの容器として使用されたことのないものであること。

ル 次に掲げる事項を、日本工業規格Z8305に規定する八ポイント以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であつて通関前のものについては、この限りでない。

三 (略)

イ (略)

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第三項に定める化粧品のうち、水が全質量の四十パーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パーセント以下であつて、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

ロ（略）

ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロレフィン千二百三十四yf、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C若しくは液化フルオロカーボン五百七Aの容器として使用されたことのないものであること。

チ (略)

容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
燃料容器（燃料用に可燃性ガスを充填した容器をいう。以下同じ）であつてカートリッジガスコンロ（液化石油ガ	火気と高温に注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二台以上並べて使用しないこと。</p> <p>二 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たるところや火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>三 火の中に入れてはいけないこと。</p>

燃料容器以外 の容器であつて可燃性ガスを充填した	火気と高温に注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たるところや火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>四 ガスを再充填しないこと。</p> <p>五 使い切つて捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>
燃料容器であつて可燃性ガス	高温に注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射</p>
燃料容器以外 の容器であつて可燃性ガス	火気と高温に注意	<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たるところや火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>四 ガスを再充填しないこと。</p> <p>五 使い切つて捨てること。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p>

以外のガス〔特定不活性ガスを除く〕を充填したもの 燃料容器以外の容器であつて特定不活性ガスを充填したもの 備考（略）	高温に注意	日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類 高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてはいけないこと。 五 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類
	高温に注意	表示すべき事項 甲 高温に注意 高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類 乙 高圧ガスを使用しており危険なため、
エアゾールの容器の構造 エアゾールの種類 使用中噴射剤が噴出する構造のもの	エアゾールの種類 高温に注意	表示すべき事項 甲 高温に注意 高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類 乙 高圧ガスを使用しており危険なため、
使用中噴射剤が噴出しない構造のもの 備考（略）	エアゾールの種類 高温に注意	表示すべき事項 甲 高温に注意 高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてはいけないこと。 三 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類 乙 高圧ガスを使用しており危険なため、

使用中噴射剤が噴出しない構造のもの 備考（略）	火災が認められないものであつて、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの	火災長試験による火災が認められるもの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの
	火気と高温に注意	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてはいけないこと。 五 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類
使用中噴射剤が噴出しない構造のもの 備考（略）	火災が認められないものであつて、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの	火気と高温に注意
使用中噴射剤が噴出しない構造のもの 備考（略）	火災が認められないものであつて、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの	高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてはいけないこと。 五 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類

(九六八頁 改正)

第四案の二 令第二条第三項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 分析機器内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。
 - イ 内容積が百ミリリットル以下であること。
 - ロ 使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。
- 二 エアバッグガス発生器(内容積が百ミリリットルを超えるものに限る。)内における高圧ガスであつて、次のイからハまでのいずれにも該当するもの。
 - イ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号。以下「製造細目告示」という。)第十二条の十六第一号イに適合する高圧ガスであつて毒性ガス以外のものが封入してあること。
 - ロ 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。
 - ハ 法第四十四条第四項の容器検査又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。
- 三 エアバッグガス発生器(内容積が百ミリリットル以下のものに限る。)内における高圧ガスであつて、製造細目告示第十二条の十六第一号イに適合する高圧ガスであつて毒性ガス以外のものが封入してあること。
- 四 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第一項に規定する空気銃(以下単に「空気銃」という。)又は第二十一条の三第一項に規定する準空気銃(以下単に「準空気銃」という。)内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

五 消火活動のため使用される放水銃内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

六 前二号に規定する空気銃、準空気銃又は放水銃へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであつて、次のイ及びロのいずれにも該当するもの。

イ 内容積が五百ミリリットル以下であること。

ロ 充填するガスが不活性ガス又は空気であること。

七 冷凍設備へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであつて、充填するガスが二酸化炭素又はフルオロカーボン(不活性ガスに限る。)であること。

(九六九頁 改正文の次に追加)

附則(平成二十八年十一月一日告示第二六九号)

*製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チ表又はリ表に規定する表示すべき事項が表示されている容器については、改正後の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チ及びリの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができ

る。

※高圧ガス保安法施行令関係告示中「充てん」を「充填」に改める。

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

(九七六頁 改正)

(その他のガス貯蔵設備等から除外される設備)

第一条の九 (略)

- 一 (略)
- 二 不活性ガスのうち窒素、二酸化炭素及びフルオロカーボン(可燃性ガスを除く)の貯蔵設備及び処理設備であつて、その貯蔵能力又は処理能力が五万二千五百キログラム又は五万二千五百立方メートル(保安用不活性ガスにあつては、二十一万キログラム又は二十一万立方メートル)未満であるもの
- 三・四 (略)

(九七七頁 改正)

(定置式製造設備において経済産業大臣が認める措置)

第一条の十三 特定不活性ガスを製造する設備(以下本条において「製造設備」という。)において、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三号の規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置又はコンビナート等保安規則第五条第一項第十四号ただし書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認

める措置は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 製造設備には、漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずるとともに、特定不活性ガスを製造するときは、十分に換気すること。
- 二 (略)
- 三 製造設備からのガスの漏えいを検知し、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の十二・五パーセント以上に達した場合に警報するための設備を設けること。また、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上に達した場合に当該製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。ただし、当該製造設備の運転を自動的に停止することより当該製造設備が危険な状態になるおそれがある場合にあつては、適切な方法で停止するための措置を講ずること。

(経済産業大臣が定める毒性ガス)

第十条の三 一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号イ及びコンビナート等保安規則第五条第二項第四号イの経済産業大臣が定めるものは、ホップクリーム類(乳脂肪分を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。)の噴射剤として当該ホップクリーム類と同一容器内に充填する亜酸化窒素(食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)に規定する亜酸化窒素の成分規格に適合するものに限る。)とする。

(九八四頁 改正)

(噴射剤を可燃性ガス以外のガスとする必要のない人体用エアゾール)

第十一条 (略)

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品

二（略）

（人体用エアゾールの噴射剤として使用することができる可燃性ガス）

第十二条の二 一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号ロ及びコンビナート等保安規則第五条第二項第四号ロの経済産業大臣が定める可燃性ガスは、次の各号に掲げるものとする。

一 一三（略）

四 フルオロオレフィン千二百三十四z e及びフルオロオレフィン千二百三十四z eと可燃性ガス以外のガスの混合物

四 前三号に掲げるガス相互の混合物

（九九二頁 改正）

（二重管とする必要のある導管）

第十二条の十 コンビナート等保安規則第十条第二十四号後段の経済産業大臣が定める導管を二重管としなければならない箇所は、高圧ガスが通る部分であつて、高圧ガスの種類に応じて、周囲の状況が次の表に掲げる場合とする。

表（略）

（九九五頁 改正）

（経済産業大臣が定めるガス）

第十二条の十七 一般高圧ガス保安規則第四十六条第二項第一号イの経済

産業大臣が定めるものは、前条第一号イに適合する高圧ガスであつて毒性ガス以外のものとする。

（保安検査を受ける必要のない製造施設）

第十三条（略）

2（略）

一（略）

二 当該製造施設における製造設備の高圧ガス設備の外面から当該施設以外の可燃性ガスの製造施設の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造施設の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

（九九六頁 改正）

（可燃性の基準を満たすフルオロカーボン）

第十五条 「一般高圧ガス保安規則第百一条第二号に規定する可燃性の基準を満たすフルオロカーボンは、次のとおりとする。

一 フルオロオレフィン千二百三十四y f

二 フルオロオレフィン千二百三十四z e

（九九九頁 改正文の次に追加）

附則〔平成二八年十一月一日告示第二二六九号〕

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示

-
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

※製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示中「充てん」を「充填」に改める。

※本書は、当協会の責任により誤植と思われる字句の変更等を、経済産業省に確認のうえ行っている部分があります。そのため、原文と整合しない部分があるのでご注意ください。